

千葉県告示第55号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成31年1月30日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年1月30日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

| 路線名 | 変更の区間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) |
|--------|------------------------------------|--------|-----------------|-------|
| 真砂13号線 | 美浜区真砂5丁目20番139から 美浜区真砂5丁目11番2まで | 前 | 12.51 ～14.55 | 44.6 |
| | | 後 | 12.51 ～17.51 | |
| 真砂31号線 | 美浜区真砂5丁目20番6から 美浜区真砂5丁目10番1まで | 前 | 21.03 ～21.23 | 78.0 |
| | | 後 | 21.03 ～24.23 | |